前回からの修正点

ア) 電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程(案)及びイ) 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領(案)について、第216回委員会で説明の素案からの修正点は、以下のとおり。

1 バスワードの伝達方法の修正

(1)修正内容

手続に使用するパスワードは、別送することとしていたところ、これを電話等、電子メール以外の方法で伝達することとし、次表のとおり修正する。

【上記イ)】

修正箇所	修正後	修正前
II 1	あっせん・仲裁の申請を電	あっせん・仲裁の申請を電
(1) ①	子メールにより行う場合、申	子メールにより行う場合、申
	請書等必要な書類の電子ファ	請書等必要な書類の電子ファ
	イル(※1)をパスワードに	イル(※1)をパスワードに
	より暗号化し <u>(※2)</u> 、それ	より暗号化し、それを添付し
	を添付した電子メールを、当	た電子メールを、当該申請に
	該申請に係る一連の手続にお	係る一連の手続において使用
	いて使用するメールアドレス	するメールアドレス(以下
	(以下「申請者メールアドレ	「申請者メールアドレス」と
	ス」という。)から申請先	いう。)から申請先(※ <u>2</u>)
	(※ <mark>3</mark>)のメールアドレス宛	のメールアドレス宛てに送信
	てに送信する(※ <u>4</u>)。	する <u>(パスワードは別送す</u>
	※1 (略)	<u>る。)</u> (※ <u>3</u>)。
	※2 パスワードは、電話	※1 (略)
	等、電子メール以外の	
	<u>方法で伝達する。以</u>	
	下、あっせん・仲裁に	
	おける手続に使用する	
	<u>パスワードの全てにお</u>	
	いて同様とする。	

	※3 (略)	※2 (略)
	※ <u>4</u> (略)	※ <u>3</u> (略)
П 1	委員会は、必要な書類の電	委員会は、必要な書類の電
(2) ②	子ファイルをパスワードによ	子ファイルをパスワードによ
	り暗号化し、それを添付した	り暗号化し、それを添付した
	電子メールを、被申請者メー	電子メールを、被申請者メー
	ルアドレス宛てに送信する	ルアドレス宛てに送信する
	(※1)。	(パスワードは別送する。)
	その際、あっせん・仲裁の	(※1)。
	手続を進める意向の有無の回	その際、あっせん・仲裁の
	答(※2)を求める。	手続を進める意向の有無の回
	※1 (略)	答(※2)を求める。
	※2 (略)	※1 (略)
		※2 (略)
II 1	あっせん・仲裁の手続を進	あっせん・仲裁の手続を進
(3) ①	める意向の有無の回答を電子	める意向の有無の回答を電子
	メールにより行う場合、必要	メールにより行う場合、必要
	な書類の電子ファイルをパス	な書類の電子ファイルをパス
	ワードにより暗号化し、それ	ワードにより暗号化し、それ
	を添付した電子メールを被申	を添付した電子メールを被申
	請者メールアドレスから委員	請者メールアドレスから委員
	会宛てに送信する。	会宛てに送信する <u>(パスワー</u>
		<u>ドは別送する。)</u> 。

(2)修正理由

パスワード付き電子ファイルの送信については、パスワードを電子ファイルと同一経路で送信する場合、情報漏えいの可能性が高くなるとの指摘がある。

そこで、総務省のセキュリティポリシー等を参考に、委員会の手続において、パスワードは、電話等、電子メール以外の方法で伝達することとする。

【参考】

上記のほか、パスワード付きZIPファイルの送信については、攻撃メールがセキュリティ製品のチェックをすり抜けてしまう危険性が指摘されており、他府省においてはその送受信を一切やめることとしている例もあるが、そこまでの制限は行っていない例も多く見られる。

<内閣府及び内閣官房の対応>

令和2年11月17日、平井内閣府特命担当大臣(当時)が、自動暗号化ZIPファイルについて、同月26日に廃止する旨、ZIPファイルと同じ経路でパスワードを自動で送る方式は、セキュリティ対策の観点からも、受け取る側の利便性の観点からも、適切なものではない旨発言。以降、自動暗号化ZIPファイルを廃止し、外部ストレージサービスを利用しファイルの送信を行っている。

<文部科学省の対応>

令和3年12月1日、パスワード付きZIPファイルの添付により、マルウェアがセキュリティチェックを潜り抜け、感染させる事案が発生していることを踏まえ、全てのメール送受信において、ファイルを添付する際にはクラウドストレージサービスに添付ファイルを自動保存し、送信先がダウンロードする仕組みを導入する旨発表。

2 その他技術的修正

- ・ 手続の主体・客体である「電気通信紛争処理委員会」、「あっせん委員」、 「仲裁委員」及び「仲裁廷」の略称規定を「委員会等」としていたところ、 他の規定例に倣い、「委員会」に修正。【上記ア)及びイ)】
- ・ 上記イ)の別記「オンライン化等対象手続一覧」の「手続類型」欄において、書面等の実施その他の方法が規定されている条文の条番号を明記。【上記イ)】
- 施行日(委員会決定の日から施行)を規定。【上記ア)及びイ)】
- ・ その他、規定ぶりの統一等必要な修正を実施。【上記ア)及びイ)】